

山梨県男女共同参画団体活動促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、地域における男女共同参画の促進を図るため、男女共同参画推進に向けた取り組みを行う団体（以下「事業実施団体」という。）が実施する地域課題の解決を図るための男女共同参画団体活動促進事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、事業実施団体が実施する、地域課題の解決を図るための事業であって、次に掲げる要件の全てに適合するものとする。

(1) 地域課題の解決を図ることができる取組又は活動（以下「取組等」という。）として、次に掲げるいずれかの取組等が当該事業の計画に定められていること。
なお、従来の活動に必要な工夫や改善を行った新たな取組等であること。

ア 子育て支援のための取組等

イ 住民相互で助け合う共助型福祉の取組等

ウ 防災又は防犯のための取組等

エ 環境保全のための取組等

オ 地域美化のための取組等

カ 地域産業の活性化のための取組等

キ 農村・都市交流を図るための取組等

ク 地域スポーツの振興のための取組等

ケ 地域文化の振興のための取組等

コ 伝統的な祭り、芸能その他地域行事の振興のための取組等

サ DV防止、児童虐待防止、性暴力被害防止のための取組等

シ 心と身体の健康づくりのための取組等

ス 「生命の安全教育」推進のための取組等

セ アからスまでに掲げるもののほか、地域課題の解決に資すると認められる取組等

(2) 前号アからセまでに掲げる取組等が当該事業の計画に基づき実施されることにより、男女共同参画の推進に係る次に掲げるいずれかの効果が見込まれること。

ア 男女共同参画に係る若年層等への「意識啓発」の強化

イ 男女共同参画の視点に立った学びの推進

ウ 幅広い分野で女性リーダーを増やしていくための「人材育成」の強化

エ 仕事と生活を両立できる環境づくり

オ 地域における男女共同参画の推進

カ 複雑多様化する課題に対応する「相談機能」の充実強化

キ 多様性の尊重と安心して暮らせる社会づくり

ク ヘルスリテラシーの向上と性差に応じた的確な支援

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助対象事業としないものとする。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。

(1) 次に掲げる団体が行う事業

ア 特定の政治、宗教等に関わる団体

イ 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にある団体

エ 山梨県暴力団排除条例（平成22年山梨県条例第35号）第2条第2号に掲げる暴力団員等を構成員とする団体

オ アからエまでに掲げるもののほか、知事が不相当と認める団体

- (2) 他の補助金等の交付を受けて行われる事業
- (3) 特定の政治、宗教等に関連した事業
- (4) 事業効果に継続性が欠けると認められる事業

(補助対象団体の要件)

第3条 地域における男女共同参画の促進を図るため、男女共同参画推進に向けた取り組みを行う団体（株式会社、有限会社等の営利を主たる目的とする団体を除く。）であって、次の要件を満たす団体を対象とする。

- (1) 山梨県内に活動の拠点があり、かつ、山梨県内を中心に活動していること。
- (2) 構成員が2人以上であること。
- (3) 定款・会則等が定められていること。
- (4) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
- (5) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

(補助対象経費及び補助額)

第4条 第2条第1項に規定する事業に対する補助対象経費及び補助額は、別表に掲げるとおりとする。ただし、補助回数は、1団体当たり2回までとし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(募集)

第5条 募集は、別に定める募集要領により行う。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする事業実施団体は、補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号の1）
- (2) 事業収支予算書（様式第1号の2）
- (3) 団体概要（様式第1号の3）
- (4) 団体目的等についての確認書（様式第1号の4）
- (5) 誓約書（様式第1号の5）
- (6) 口座振替依頼書（様式第2号）
- (7) その他知事が必要と認めるもの

（調査）

第7条 知事は、前条の書類を受理し、必要と認めるときは、申請内容等について聴取等の調査を行うことができる。

（審査）

第8条 審査は、一次審査（書類等）及び二次審査（審査会）により行う。

2 審査会の審査方法については、別に定めるものとする。

（交付条件）

第9条 補助金交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象事業に要する経費の配分又は補助対象事業の内容の変更（別表に定める軽微な変更は除く。）をしようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助対象事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けること。

（交付決定の通知）

第10条 知事は、第6条の補助金交付申請書を受理した場合には、その内容を審査の上、交付すべきものと認めたときは交付の決定を行い、様式第4号による補助金交付決定通知書を事業実施団体に送付するものとする。

（実績報告）

第11条 事業実施団体は、補助対象事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月1

0日のいずれか早い期日までに、補助金実績報告書（様式第5号）に次の書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第5号の1）
- (2) 事業収支決算書（様式第5号の2）
- (3) 領収書等内訳一覧表（様式第5号の3）
- (4) その他知事が必要と認めるもの

（補助金の額の確定）

第12条 知事は、前条の実績報告書を受領した場合には、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めた場合は、様式第6号により補助金の額を確定し事業実施団体に通知するものとする。

（補助金の交付方法）

第13条 補助金の交付については、精算払とする。ただし、知事が必要と認める場合には、概算払により交付することができる。

2 事業実施団体は、前項ただし書きの規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第14条 知事は、事業実施団体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

2 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から30日以内とする。

3 第2項の場合において、返還期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（書類の保管）

第15条 補助対象事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助対象事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月16日から施行する。

別表

補助区分	補助対象経費	補助額	軽微な変更
男女共同参画団体活動促進事業	1 人件費（講師謝金、講師旅費等） 2 使用料及び賃借料等（会議室使用料等） 3 事業費（消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、保険料等）	1 50 千円 2 100 千円 ただし、対象経費の総額が 50 千円又は 100 千円未満の場合は対象経費の総額から千円未満の端数を切り捨てた額とする	1 補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の 30 %以内を増減させる場合 2 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合

※補助額 2 100 千円の補助対象事業については、知事が特に効果が高いと認めるものとする。

※なお、男女共同参画団体活動促進事業毎に 50 千円又は 100 千円を上限とする。

【補助対象経費の例】

1 人件費

- ・講師等の謝礼
- ・講師、事務局（団体構成員）の交通費

2 使用料及び賃借料等

- ・会場、付帯設備使用料

3 事業費

- ・模造紙、文房具等の消耗品費
- ・広報チラシ等の印刷製本費
- ・仮設会場の光熱費や燃料費
- ・ボランティア保険料 など

※上記経費を振込により支払う場合に生じる振込手数料は除く。

なお、事業計画の内容に応じ、個別に県において審査する場合がある。

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者
所 在 地 〒
団 体 名
代表役職名
代 表 者 名

山梨県男女共同参画団体活動促進事業費補助金交付申請書

山梨県男女共同参画団体活動促進事業費補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、次のとおり補助金の交付を申請します。

1 事 業 名		
2 申 請 額	, 0 0 0 円	
3 事業完了時期	年 月	
4 関 係 書 類		事業計画書（様式第 1 号の 1）
		事業収支予算書（様式第 1 号の 2）
		団体概要（様式第 1 号の 3）
		団体目的等についての確認書（様式第 1 号の 4）
		誓約書（様式第 1 号の 5）
		口座振替依頼書（様式第 2 号）
		（任意団体の場合）定款・会則
		事業の内容が分かる資料（パンフレット、チラシ等）※必要に応じて添付

※補助額の上限は、5 万円又は 1 0 万円とする。ただし、申請額が 5 万円又は 1 0 万円に満たない場合には、千円未満の端数を切り捨てた額を記入してください。

(問い合わせ・書類送付先)

氏 名	
住 所	〒
電 話	
E-mail	

事業計画書

1 事業分類（該当するものに○を付ける。複数回答可）

- ア 子育て支援のための取組等
- イ 住民相互で助け合う共助型福祉の取組等
- ウ 防災又は防犯のための取組等
- エ 環境保全のための取組等
- オ 地域美化のための取組等
- カ 地域産業の活性化のための取組等
- キ 農村・都市交流を図るための取組等
- ク 地域スポーツの振興のための取組等
- ケ 地域文化の振興のための取組等
- コ 伝統的な祭り、芸能その他地域行事の振興のための取組等
- サ DV防止、児童虐待防止、性暴力被害防止のための取組等
- シ 心と身体の健康づくりのための取組等
- ス 「生命の安全教育」推進のための取組等
- セ その他地域課題の解決に資すると認められる取組等（ ）

2 事業を実施することで見込まれる効果（該当するものに○を付ける。複数回答可）

- ア 男女共同参画に係る若年層等への「意識啓発」の強化
- イ 男女共同参画の視点に立った学びの推進
- ウ 幅広い分野で女性リーダーを増やしていくための「人材育成」の強化
- エ 仕事と生活を両立できる環境づくり
- オ 地域における男女共同参画の推進
- カ 複雑多様化する課題に対応する「相談機能」の充実強化
- キ 多様性の尊重と安心して暮らせる社会づくり
- ク ヘルスリテラシーの向上と性差に応じた的確な支援

3 男女共同参画の推進につながる理由

(事業を実施することにより、どのように男女共同参画につながるかを記入)

4 事業の内容 (次の内容を具体的に記入)

▶ 時期 (いつ)

▶ 場所 (どこで)

▶ 対象 (どのような人に向けて)

▶ 参加予定人数 (何人程度)

▶ 実施方法 (どのように)

▶ 連携・協働の内容 (連携・協働先、グループ内の協働の状況、企業等の支援、ボランティアの関与状況等があれば記入)

事業収支予算書

1 収入の部

収入区分	予算額	収入内訳（算出の基礎）
男女共同参画団体活動促進事業費補助金	, 0 0 0 円	
合計	円	

※予算額（補助金）は、様式第 1 号の申請額と同額にしてください。

2 支出の部

支出区分	予算額	支出内訳（算出の基礎）
合計	円	

※“収入の部”と“支出の部”の計が一致するように作成してください。

※事業にかかる全ての費用をご記入ください。

※補助の対象とする経費に“○”を付けてください。（支出の部のみ）

※支出区分（補助対象経費）については別表を参考にして記入してください。

団 体 概 要

団 体 の 名 称			
団体事務局所在地 (連絡先電話番号)	〒		
代 表 者	役 職 氏 名		
主たる活動目的			
団体の役員構成			
団 体 の 会 員 数	年 月現在 人 (男 人 女 人)		
発 足 年 月 日	年 月 日 (発足総会等の年月日を記入)		
申請年度年間予算	円 円 年会費／人	他の補助金・助成金 の有無	有 ・ 無
活 動 概 要 (主たる事業)			

年 月 日

団体目的等についての確認書

団体名

代表者名

印

当団体は、「山梨県男女共同参画団体活動促進事業費補助金募集要領」の「第 3 条 対象団体の要件」に規定するいずれの事項にも該当することを確認しました。

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 2 1の（2）から（6）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

山梨県知事 殿

〔 法人、団体にあつては事務所所在地 〕

住 所 _____

〔 社印または代表者印 〕

(ふりがな)

法人名 _____ ㊞

(ふりがな)

職名・代表者氏名 _____ ㊞ (男・女)

生年月日 _____ 年 月 日

口座振替依頼書

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者
所在地 〒

団体名
代表役職名
代表者名

山梨県男女共同参画団体活動促進事業費補助金については、次の口座に振り込んでください。

振込口座	金融機関名	
	支店名	
	口座種別	
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	

※ 口座情報に誤りがある場合は、振込不能となりますので、通帳の記載内容を十分に確認の上、記入願います。
※ ゆうちょ銀行の場合は、他の金融機関からの振込の際に利用する「店名・預金種目・口座番号」を記入願います。

注：口座名義人が補助金申請者と異なる場合等は、次の委任状の記入が必要となります。

委任状

年 月 日

申請者
所在地
団体名
代表役職名
代表者名

山梨県男女共同参画団体活動促進事業費補助金の受領に関する権限を次の者に委任します。

受任者（口座名義人）

住所：

氏名：

印

山梨県知事 殿

申請者
所 在 地 〒
団 体 名
代表役職名
代 表 者 名

山梨県男女共同参画団体活動促進事業費補助金事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった補助事業について、次のとおり
変更（中止・廃止）したいので、山梨県男女共同参画団体活動促進事業費補助金交付要綱第 9 条の規定
に基づき承認を申請します。

1 事業名					
2 変更（中止・廃止） の理由					
3 変更 （中止・ 廃止） の 内容	(1) 事業の内容				
	(2) 対象事業費	変更前		変更後	
	(3) 交付申請額	変更前		変更後	
4 添付書類			事業計画書（様式第 1 号の 1）		
			事業収支予算書（様式第 1 号の 2）		
			その他（事業の変更（中止・廃止）等がわかる資料）		

(問い合わせ先)

氏 名	
電 話	
E-mail	

第 号
年 月 日

殿

山梨県知事

山梨県男女共同参画団体活動促進事業費補助金
交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった山梨県男女共同参画団体活動促進事業費補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和 3 8 年山梨県規則第 2 5 号。以下「規則」という。）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、規則第 7 条の規定により通知する。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付で申請のあった男女共同参画推進のために実施する次の事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。

事業名：

- 2 補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助金の交付決定額 円

- 3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。

- 4 補助事業の期間は、交付決定通知の日から交付決定をした日の属する年度の 3 月 3 1 日までとする。

- 5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。

（1）補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。

ア 補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の 3 0 % 以内を増減させる場合

イ 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合

（2）補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければな

らない。

- (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

- (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア 補助金の他の用途への使用をしたとき

イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき

エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

- (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

7 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

8 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

9 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

山梨県知事 殿

申請者
所 在 地 〒
団 体 名
代表役職名
代 表 者 名

山梨県男女共同参画団体活動促進事業費補助金実績報告書

年 月 日付 第 号により交付決定のあった上記事業について、次のとおり実施しましたので、山梨県男女共同参画団体活動促進事業費補助金交付要綱第 1 1 条の規定に基づき報告します。

なお、本書に添付している領収書等の写しは原本と相違ないことを証明します。

1 事 業 名		
2 補 助 金	精算額 , 0 0 0 円	交付決定額 , 0 0 0 円
3 事業完了日	年 月 日	
4 関 係 書 類	事業報告書（様式第 5 号の 1）	
	事業収支決算書（様式第 5 号の 2）	
	領収書等内訳一覧表（様式第 5 号の 3）	
5 添 付 書 類	経費の支出を確認することができる資料(領収書、受領書等のコピー)	
	写真、新聞記事、チラシなど事業の実施状況が分かる資料 ※必要に応じて添付	

(問い合わせ先)

氏 名	
電 話	
E-mail	

事業報告書

団体名	
事業名	
【具体的な事業内容】（実施日時、場所、参加者の状況、事業内容など）	
【事業効果・成果】 該当するものに ○ してください。（複数選択可）	
	男女共同参画に係る若年層等への「意識啓発」の強化
	男女共同参画の視点に立った学びの推進
	幅広い分野で女性リーダーを増やしていくための「人材育成」の強化
	仕事と生活を両立できる環境づくり
	地域における男女共同参画の推進
	複雑多様化する課題に対応する「相談機能」の充実強化
	多様性の尊重と安心して暮らせる社会づくり
	ヘルスリテラシーの向上と性差に応じた的確な支援
男女共同参画が推進した点や達成数値などを具体的に記載してください。	
その他、今回の事業を通じて気づいたことなどを記載してください。	
※当日の資料や写真、報告書やアンケート結果があれば、別途添付してください。	

事業収支決算書

1 収入の部

収入区分	決算額	収入内訳（備考）
男女共同参画団体活動促進事業費補助金	, 0 0 0 円	
合計	円	

2 支出の部

支出区分	決算額	支出内訳（備考）
合計	円	

※ “収入の部” と “支出の部” の計が一致するように作成してください。

※事業にかかる全ての費用をご記入ください。

※補助の対象とする経費に “○” を付けてください。（支出の部のみ）

※支出区分（補助対象経費）については別表を参考にして記入してください。

領収書等内訳一覧表

領収書No.	収支決算書項目	内 容	金 額	日 付	備 考
No. 1					
No. 2					
No. 3					
No. 4					
No. 5					
No. 6					
No. 7					
No. 8					
No. 9					
No. 10					
No. 11					
No. 12					
No. 13					
No. 14					
No. 15					
No. 16					
No. 17					
No. 18					
No. 19					
No. 20					
合 計					

※記入する欄が足りない場合は、記入欄を追加してください。
※領収書については、領収書No毎に整理し、内訳がわかるものを添付してください。

【記入例】

領収書No.	収支決算書項目	内 容	金 額	日 付	備 考
No. 1	消耗品費等	模造紙 178円×2＝356円 コピー用紙 258円 粘着テープ 88円 マーカー 448円 マジック 543円 カラーインデックス 775円 消費税 246円	2,714	令和7年11月20日	購入店舗名
No. 2	使用料及び賃借料	使用料(1時間あたり2500円× 2時間)＝5,000円	5,000	令和7年12月1日	研修に使用した会議室使用料として
合 計			7,714		

第 号
年 月 日

殿

山梨県知事

山梨県男女共同参画団体活動促進事業費補助金の額の確定について

年 月 日付で実績報告のあったこのことについては、山梨県男女共同参画
団体活動促進事業費補助金交付要綱第 1 2 条の規定により、次のとおり補助金の額を確
定します。

確定額	円
概算払済み額	円
精算払額	円
返納額	円

山梨県男女共同参画団体活動促進事業費補助金

概算払請求書

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者
所 在 地 〒
団 体 名
代表役職名
代 表 者 名



年 月 日付 第 号で交付決定のあった山梨県男女共同参画団体活動促進事業費補助金の支払いについて、次のとおり請求します。

1 交 付 決 定 額	， 0 0 0 円
2 概算払請求額	， 0 0 0 円
3 概算払が 必要な理由	

(問い合わせ先)

氏 名	
電 話	
E-mail	